の下欄に掲げる設備等（新法第五条第一項から第三項までに規定する設備に限る。以下この号において「特定設備」という。）についての新法第十九条の三十六の規定による定期検査（新法第十九条の四十六第二項の規定により当該定期検査を行ったものとみなされる同項の検査を含む。以下この号において単に「定期検査」という。）が開始される日（当該定期検査が開始される日が当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われる定期検査が開始される日であるときは、その次に行われる特定設備についての定期検査が開始される日。次号において「定期検査開始日」という。）又は平成三十五年十二月三十一日のいずれか早い日

二　次に掲げる船舶　平成二十八年において船舶引渡日（当該船舶が船舶所有者に対し引き渡された日をいう。）に応当する日以後の定期検査開始日（平成二十七年十二月三十一日までに船舶バラスト水規制管理条約が効力を生じないときは、条約発効日以後の定期検査開始日）又は平成三十五年十二月三十一日のいずれか早い日

イ　平成二十年十二月三十一日以前に建造され又は建造に着手された船舶であって、水バラストタンク（船舶に設置されたタンクであって、水バラストの積載のためのものをいう。ロにおいて同じ。）の容量が千五百立方メートル未満であるもの又は五千立方メートルを超えるもの

ロ　平成二十一年一月一日以後平成二十三年十二月三十一日以前に建造され又は建造に着手された船舶であって、水バラストタンクの容量が五千立方メートル以上であるもの

第五条　改正法附則第三条第八項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

（外国船級協会の事務所等における検査に要する費用）

第六条　改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の規定を準用する。

（権限の委任）

第七条　改正法附則第四条第一項、第二項及び第四項の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。

2　地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第八条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第一条の九第一項第一号」を「第一条の十第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の九第一項第五号」を「第一条の十第一項第五号」に改め、同条第三項及び第四項中「第一条の九第二項」を「第一条の十第二項」に改め、同条第五項中「第一条の九」を「第一条の十」に改める。

国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百号

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「養育里親」を「事業、養育里親」に改める。

第一条の二を削る。

第四条を次のように改める。

第四条　法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百三十一条及び第百三十二条の規定

二　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十五条の規定

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第四十一条の規定

四　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条の規定

五　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第七条まで及び第十一条の規定

六　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十七条の規定

七　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第六章の規定

八　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第三十三条の規定

九　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第三十七条の規定

十　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第八十三条から第八十五条までの規定

第二十四条第三号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項」を「認定こども園法第二条第六項」に改める。

第二十五条の七第一項中「法第二十一条の五の十五第二項第五号」を「指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。）（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）、指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。）に係る法第二十一条の五の十五第二項第五号」に改め、「第